

# 特定健康診査等実施計画

福島県市町村職員共済組合

平成30年3月

# 特定健康診査等実施計画【第三期】

## [目 次]

第一	目的	.....	P 1
第二	福島県市町村職員共済組合の現況	.....	P 2
第三	達成目標	.....	P 3
	1 特定健康診査の実績に係る目標		
	2 特定保健指導の実施に係る目標		
	3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標		
第四	特定健康診査等の対象者数	.....	P 4
第五	特定保健指導等の実施方法	.....	P 4
第六	個人情報の保護	.....	P 7
第七	特定健康診査等実施計画の公表及び周知	.....	P 7
第八	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	.....	P 7
第九	その他	.....	P 7

## 第一 目的

我が国の国民の医療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、次に75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇している。これを個人に置き換えてみると、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高血圧症、脂質異常、肥満症等の発症を招き、外来通院及び投薬が始まり、生活習慣の改善がないままに、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るという経過をたどることになる。

このため、生活習慣の改善による糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等を予防することができれば、通院患者を減らすことができ、この結果、国民の生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の伸びの抑制を実現することが可能となる。

糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。このため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ適度な運動やバランスのとれた食事の定着などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の発症リスクの低減を図ることが可能となる。

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を、抽出するために行うものである。

なお、本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、第一期及び第二期は5年を一期としていたが、医療費適正化計画が6年一期に見直されたことを踏まえ第三期（平成30年度以降）からは6年を一期として定めるものとする。

## 第二 福島県市町村職員共済組合の現況

当共済組合は、県内の市町村役場等に勤務している地方公務員及びその被扶養者に対し、医療、年金及び福祉の三事業を行っている。

平成29年度の所属所数は、平成30年3月1日現在85である。

組合員（任意継続組合員を除く。以下同じ。）数は21,736人で、平均年齢は、42.8歳である。

被扶養者（任意継続組合員の被扶養者及び任意継続組合員を含む。以下同じ。）数は21,146人である。

健康診断について、組合員にあつては、所属所の事業主健診又は人間ドックにより行っている。

また、被扶養者にあつては、各市町村が実施する住民健診及び集合契約による機関により実施している。

さらに、保健指導にあつては、組合員及び被扶養者とも集合契約による機関により実施している。

### 第三 達成目標

#### 1 特定健康診査の実績に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率は基本的には90%にする。

なお、この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）は次のとおりである。

	(%)					
	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
組合員	80	85	90	90	92	92
被扶養者	80	80	80	85	85	85
計	80.0	83.8	87.6	88.8	90.3	90.4

#### 2 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定保健指導の実施率を45%にする。

なお、この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）は次のとおり定める

組合員+被扶養者	(%)					
	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者数 (人)	13,558	14,736	15,851	16,524	17,267	17,685
特定保健指導対象者数 (人)	2,591	2,815	3,028	3,157	3,298	3,378
実施率 (%)	20	25	30	35	40	45

#### 3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成35年度において、平成20年度と比較した特定保健指導対象者の減少率を25%以上とする。（国の基本指針が示す参酌標準を踏まえて設定。）

#### 第四 特定健康診査等の対象者数

##### 1 特定健康診査

被扶養者 (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数 (推計値)	4,261	4,402	4,409	4,465	4,524	4,539

##### 2 特定保健指導

組合員＋被扶養者 (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	13,558	14,736	15,851	16,524	17,267	17,685
保健指導対象者計	2,591	2,815	3,028	3,157	3,298	3,378
実施率 (%)	20	25	30	35	40	45
実施者数 (人)	519	704	909	1,105	1,320	1,521

#### 第五 特定健康診査等の実施方法

##### 1 実施場所

###### ① 特定健康診査について

現職組合員については、所属所が事業主健診及び人間ドックを委託する健診機関とする。

被扶養者については、市町村国民健康保険が行う集団健診会場及び個別健診機関並びに(社)日本病院会、有限責任中間法人日本人間ドック学会、(社)全日本病院協会、(社)全国労働衛生団体連合会、(財)結核予防会及び(財)予防医学中央会傘下の各医療機関(以下「全国機関グループ」という。)とする。

###### ② 特定保健指導について

保健指導については、集合契約による機関とする。

## 2 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている健診項目（検査項目及び質問項目）とする。

## 3 実施時期

実施時期は通年とする。ただし、特定健康診査受診券（以下、「受診券」という。）の交付対象者は、受診券の有効期限以内とする。

## 4 契約形態

### ① 特定健康診査

現職組合員については、事業主健診（人間ドックを含む）の実施をもって特定健康診査を実施する。任意継続組合員及び被扶養者については、集合契約への参加により、代表医療保険者を通じて全国機関グループ及び国保の委託先と健診委託契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、全国での受診が可能となるよう措置する。

### ② 特定保健指導

集合契約への参加により、代表医療保険者を通じて全国機関グループ及び国保の委託先と健診委託契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、全国での受診が可能となるよう措置する。

## 5 受診・利用方法

### ① 特定健康診査

現職組合員については、所属所が実施する事業主健診（人間ドックを含む）を受診することにより特定健康診査を受診したこととする。

任意継続組合員については、受診券を自宅宛に送付し、当該受診券と任意継続組合員証（保険証）を契約健診機関に提示し、特定健康診査を受診する。被扶養者については、受診券を自宅宛に送付し、当該受診券と被扶養者証又は任意継続被扶養者証（保険証）を契約健診機関に提示し特定健康診査を受診する。

なお、任意継続組合員及び被扶養者の特定健康診査に係る費用は全額共済組合が負担する。

### ② 特定保健指導

特定保健指導対象者のうち、現職組合員（現職組合員の被扶養者を含む）については、組合員を通じ特定保健指導利用券（以下「利用券」という。）を配付し、当該利用券と組合員証を契約機関に提示し、特定保健指導を利用する。任意継続組合員については、利用券を直接自宅宛に送付し、当該利用券と組合員証を契約機関に提示し、特定保健指導を利用する。なお、特定保健指導に係る費用は全額共済組合が負担する。

## 6 周知や案内の方法

当共済組合の機関紙を組合員に配付して周知を図る。

また、被扶養者に対しては、特定健康診査の実施にあたっては受診券・パンフレット及び受診機関一覧を、特定保健指導対象者に対しては、利用券及びパンフレットを配付することにより、案内を兼ねて周知を図ることとする。

## 7 事業主健診等の健診データの受領方法

健診等データは、国の定める電子的な標準様式で受領するものとする。ただし、電子的な標準様式によることができない場合は、当面、書面等によるものとする。現職組合員に係る事業主健診（人間ドックを含む。）の結果については、所属所及び健診機関と覚書を締結し、健診機関から直接受領することとする。

また、任意継続組合員及び被扶養者は、集合契約に係る特定健康診査及び特定保健指導の結果については、代行機関である社会保険診療報酬支払基金を経由し受領することとする。

## 8 特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法

「標準的な健診・保健指導プログラム」記載の選定方法に準じて、指導対象者を選定・階層化し、若年者及び成果が見込まれる者を優先に絞込みをする。

## 9 実施に関する年間のスケジュールその他必要な事項

通年実施し、年度後半は、来年度の契約準備などを行う。



## 第六 個人情報保護

### 1 健診・保健指導データの保管方法や管理体制、保管等

健診データを当共済組合の特定健診等システムに管理・保管する。

保存年限は5年間とする。また、保存年限経過後のデータは消去するものとする。

### 2 記録の管理に関するルール

当共済組合は、当共済組合の個人情報保護管理規定を遵守する。

当共済組合及び委託された健診機関・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らさない。

当共済組合のデータ管理者は、事務局長とする。また、データの利用者は当共済組合の特定健康診査等事務に従事する職員に限る。

外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するとともに、委託先の契約遵守状況を管理する。

## 第七 特定健康診査等実施計画の公表及び周知

本計画の周知は、当共済組合の機関紙及びホームページに掲載する。

## 第八 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年実施に基づき検証・評価する。

また、平成32年度に中間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

## 第九 その他

特定健康診査等の円滑な実施を確保するために所属所担当者への実施状況等の報告を密に行い協力体制を構築することとする。